

医政医発 1226 第 3 号
平成 30 年 12 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関する Q & A について

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知）により、通知したところである。

今般、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関する Q & A を別添のとおり作成したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管下保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。